

介護用品を給付します

給付内容◆紙オムツ、尿取りパット

給付時期◆4月、6月、8月、10月、12月、2月

申込方法◆介護保険被保険者証または障害者手帳を持参し、下記へお申し込みください。

対象◆次の条件いずれかに該当する方を介護している方（一人暮らしの場合は本人が対象）

①要介護認定で要介護度4または5と認定された方

②特別障害者手当受給者または障害児福祉手当受給者

※①②ともに在宅に限ります。

申・問

町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

美郷町社会福祉協議会(みさと福祉センター) ☎0187(85)2294

軽度生活援助事業のお知らせ

対象◆次の要件を全て満たす方

①65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯(65歳未満の方で脳血管障害等老化に起因する疾病を有する方を含む)

②心身の障がいや疾病などにより生活援助が必要な方

③住民税非課税世帯(4月および5月に申請した方の課税状況については、新年度の住民税が決定する6月にあらためて確認します)

作業内容◆シルバー人材センター会員による家の周りの除草作業、冬囲いの取り付け・取り外し、玄関前や玄関から道路までの除雪 など

利用料金◆シルバー人材センター利用料金の1割を負担

注意事項◆・この事業で雪下ろしは行いません。

・年間40時間まで利用できます。

・この事業は毎年申し込みが必要です。

申込方法◆下記または六郷・仙南出張所へお申し込みください。

申・問

町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907

美郷町シルバー人材センター ☎0187(84)0307

日中一時支援事業の利用について

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、日常的に介護している家族の休息などを支援します。

対象◆・身体障害者手帳の交付を受けた方

・療育手帳の交付を受けた方

・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

利用料◆4時間未満:1回200円

4時間以上8時間未満:1回400円

8時間以上:1回600円

※住民税非課税世帯の方は無料です。

※食費等実費がかかる場合があります。

その他◆町の利用決定を受けた後、事業所を選んで利用契約を結んでから利用できます。

■利用できる施設

サンワーク六郷、拠点センターあいなび、後三年鴻声の里、かわ舟の里角間川、ふれあいの郷しみず、あきた児童デイサービス大曲店、放課後等デイサービスふあみりい、愛仙の華、阿桜園、やまばと園、秋田県立医療療育センター、清水水園、若竹学園

※利用できる施設は変更する場合があります。

申請書類等は町ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



自動車運転免許取得費用・ 自動車改造費用を助成します

町では、障がいのある方の就労や社会参加活動の促進を図るため、普通自動車の運転免許取得に要した費用、自動車改造に要した費用を助成します。

■自動車運転免許取得費用について

対象◆・身体障害者手帳の1級から4級の交付を受けている肢体や聴覚に障がいのある方

・療育手帳の交付を受けた方

助成金額◆自動車操作訓練を終了するまでに要した費用(上限額10万円)

助成回数◆原則として1人につき1回まで

申請方法◆免許証の交付を受けてから6カ月以内に、町福祉保健課へ申請してください。

■自動車改造費用について

対象◆身体障害者手帳の1級から3級の交付を受けている上肢、下肢または体幹に障がいのある方
※所得による制限があります。

助成金額◆対象者本人所有で、対象者が運転する自動車の操作装置および駆動装置などの直接改造に要した費用(上限額10万円)

助成回数◆原則として1人1車両につき1回まで

申請方法◆自動車の改造をする前に、町福祉保健課へ申請してください。

申請書類等は町ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。



申・問

町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

国民健康保険の加入・喪失の手続きをお忘れなく！

既にマイナンバーカードでの保険証等利用登録が完了している方でも、**保険者間の異動は自動で切り替わらないため**加入・喪失の届け出は必要です。町福祉保健課医療保険班の窓口へ届け出してください！

■加入手続き

- 社会保険の資格喪失証明書
- (マイナンバーカードを持っている場合)
マイナンバーカードと4ケタの暗証番号
※扶養にしていた方も加入する場合はその方の分もお持ちください。
(マイナンバーカードを持っていない場合)
来庁者の本人確認書類(運転免許証など)

【マイナンバーカードを保険証としている方】

「資格情報のお知らせ」を交付します。医療機関でマイナ保険証の読み取りができなかった場合に、マイナ保険証と一緒に提示することで受診できます。

【マイナンバーカードを持っていない方】

【マイナンバーカードを保険証利用登録していない方】

「国民健康保険資格確認書」を交付します。保険証と同じように医療機関窓口に提示することで受診できます。

■喪失手続き

- 社会保険に加入した日がわかる証明書等
 - ・社会保険からの「資格情報のお知らせ」や「資格確認書」
 - ・マイナンバーカードと4ケタの暗証番号(マイナ保険証にしている場合)
※扶養にした方もマイナ保険証にしている場合はその方の分もお持ちください。
 - ・勤務先からの社会保険資格取得証明書 など
- これまで使用していた国民健康保険の保険証
- 来庁者の本人確認書類(運転免許証など)
※マイナンバーカードを持っていない場合。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

带状疱疹予防接種の費用を助成します

これまで任意予防接種の助成事業の対象としていた50歳以上の方のうち、助成期間が限られてしまう方もいますので、接種を希望する方は次をご確認ください。

美郷町に住所があり、現在50歳以上ですか

▼ はい

- ①令和7年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる
- ②60歳から64歳以上で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障がいがある(身体障害者手帳1級程度)
- ①②どちらかに該当しますか

▼ はい

「定期接種」の対象です

▼ いいえ

「任意接種」の対象です

	定期接種	任意接種
助成期間	令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)	令和7年4月1日(火)～ 令和7年12月31日(水)
接種方法	予診票を持参の上、医療機関で接種してください。	
	①の方:4月に対象の方へ予診票・通知を送付します ②の方:町福祉保健課で予診票を交付します	・町福祉保健課で予診票を交付します(交付時50歳以上の方に限る) ・接種ワクチンによって交付枚数が変わります。窓口でお知らせください。
医療機関	秋田県内の契約医療機関(※)	美郷町・大仙市・仙北市・横手市の契約医療機関(※)
助成回数・助成額	・生ワクチン 1回 5,000円 ・不活化ワクチン 2回 10,000円/回 不活化ワクチンは1回目から2カ月空けて2回接種します。2回目の接種が助成期間を外れる場合は、全額自己負担になります。	



(※)契約医療機関については、町ホームページ(右記二次元コード)をご覧ください。

■定期接種対象者の方へ

- ・令和11年度末まで5年間の経過措置として、その年に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方を定期予防接種対象者とし、予診票・通知をお送りします(100歳以上の方は令和7年度のみ対象です)。
- ・令和7年3月末までに接種を受け、町に接種歴が残っている方は、定期接種の対象者から除外されます。医師が接種を必要と認めた場合は予診票・通知を送付しますので、下記へご連絡ください。
- ・生活保護受給世帯の方は、接種費用の全額が助成されます。

問 町福祉保健課 健康対策班 ☎0187(84)4900